

学生個人データの安全管理措置に関する取扱要領

〔平成16年4月30日
制 定〕

（趣旨）

第1条 この取扱要領は、ネットワークに係る情報セキュリティに関する基本方針第2条第1項に定める対策基準として、学生個人情報データベースで管理する学生個人情報の保護に関する規程（以下「規程」という。）第7条に定める学生個人データの安全管理措置に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（利用者の講じるべき措置）

第2条 利用者は、学生個人データの安全管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 自分のアカウント又はパスワードを他人に利用させたり教えたりしてはならない。
- (2) パスワードは定期的に変更しなければならない。また、パスワードは第三者が容易に推測できるものは避けなければならない。
- (3) 業務上取得した学生個人データを、規程第3条に定める利用目的以外に利用してはならない。
- (4) 教職員又は教職員であった者は、業務上知り得た学生個人データの内容を他人に知らしめてはならない。
- (5) 業務上必要がある場合を除き、学生個人情報データベース（以下「データベース」という。）から引き出した学生個人データを、紙やフロッピーディスク等の記録媒体により持ち出したり、電子メール等により送信したりしてはならない。
- (6) 学生個人データを表示させた画面やプリントアウトした用紙を放置してはならない。
- (7) 学生個人データをフロッピーディスク等の記録媒体に複写してはならない。ただし、システムが提供するダウンロード機能を利用する場合を除く。その際、情報の漏洩や改ざんを防止するため、ダウンロードした情報は適切かつ安全に管理しなければならない。
- (8) 不要になった情報は、漏洩を防ぐために適切に処分しなければならない。
- (9) 利用端末は破壊、盗難、情報漏洩等が起こらぬよう、適切に管理しなければならない。

（学生個人データを管理する部署の長の講じるべき措置）

第3条 学生個人データの漏洩、滅失又は毀損などを未然に防止し、またこれらのことが発生した場合にそれらを早期に発見できるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 当該部署に所属する従業者に学生個人データを取り扱わせるに当たっては、当該学生個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 3 学生個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された学生個

人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 4 学部、研究科、各種委員会、又は他の部署に対し、学生個人データを提供するときには、提供目的が規程第3条に定める利用目的に適うものでなければならない。学生個人データの提供に際しては、個人の権利利益を侵害しないよう特に配慮しなければならない。学生個人データは、その提供目的に照らして必要最小限の範囲を超えて提供してはならない。
- 5 学部、研究科、各種委員会、他の部署又は教職員に対し、学生個人データを基礎に特定の個人を識別することができないように処理された情報を提供するときには、提供目的が規程第3条に定める利用目的又は学術研究目的に適うものでなければならない。提供される情報は、その提供目的に照らして必要最小限の範囲を超えて提供してはならない。提供される情報の処理に際しては、他の情報と照合することによって特定の個人を識別することができることにならないよう配慮しなければならない。

(システム管理部門の講じるべき措置)

第4条 システム管理部門は、学生個人データの安全管理のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 学外からの利用は、学生とのコミュニケーション機能に限定しなければならない。
- (2) 学生個人情報にかかわる機械処理は、利用目的の達成に必要な処理のみが行えるよう機能を限定しなければならない。
- (3) システムが備える諸機能の実行権限は、教職員の業務上の必要性に応じて適正に限定しなければならない。
- (4) 教職員がデータベース上アクセスできる学生及びアクセスできる情報の種類は、当該教職員の業務上の必要性に応じて、適正に限定しなければならない。
- (5) 利用者がシステムにログインしたまま一定時間操作を行わない場合に強制的にログアウトさせるようにシステムを構築しなければならない。
- (6) 障害や不正が生じた際の調査のため、データベースの利用状況を記録しなければならない。

附 則

この取扱要領は、平成16年4月30日から施行する。